

『生徒指導提要』と学校教育相談

# 1 『生徒指導提要』と これからの学校教育相談

八並光俊

## 1. 『生徒指導提要』までの歴史的経緯

学校教育相談（以下、教育相談）は、生徒指導の一環として行われます。2024年現在は、『生徒指導提要』（改訂版、以下、『提要』）に基づいて、生徒指導が実践されています。『提要』における教育相談を見る前に、生徒指導の国家的基準、すなわち、ナショナルスタンダードとしての『提要』の歴史的な流れを知っておく必要があります。

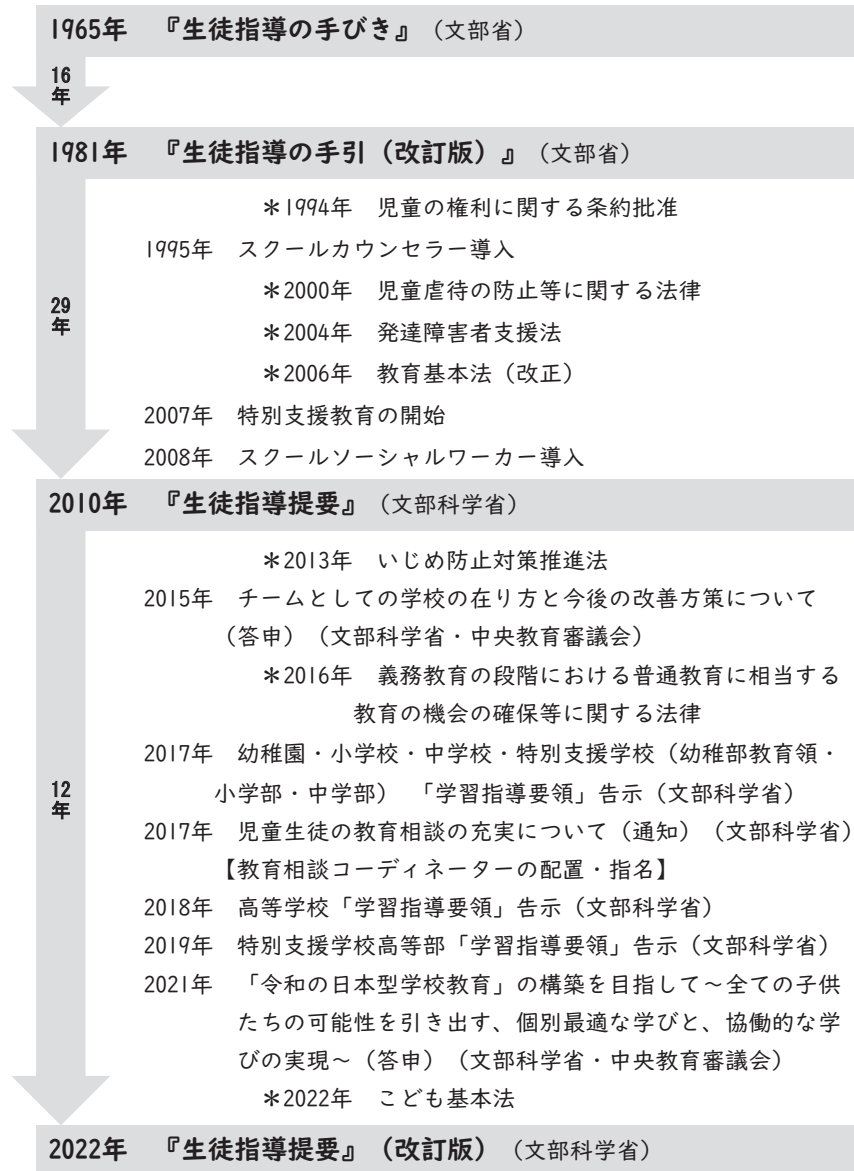
資料1-1-1の略年表を見てください。『提要』以前の同様書の発行年とその間の使用年数と、生徒指導に関連する出来事と法規名（\*印、公布年）を掲載しています。

『提要』の大元をたどると、生徒指導の手引き書という形で1965年に旧文部省より刊行された『生徒指導の手びき』（以下、『手びき』）があります。その16年後、1981年に、同省より『生徒指導の手引（改訂版）』（以下、『手引』）が刊行されました。後者の『手引』は、29年にわたり生徒指導のバイブルと呼ばれ、学校現場で活用されました。その後、2010年に、『生徒指導提要』（以下、『旧版』）が刊行されました。「提要」という言葉は、聞き慣れませんが、辞書的には「要点」の意味です。

1965年からの『手びき』期には、非行問題や校内暴力が、生徒指導の喫緊の課題でした。1981年からの『手引』期には、暴力行為に加え、登校拒否・不登校やいじめ、児童虐待などが増加します。1995年からスクールカウンセラーが、2008年からスクールソーシャルワーカーが導入され、教育相談の専門分化と、児童相談所や警察などの関係機関とのチーム支援が強化されます。また、特別支援教育が2007年から開始され、通常学級に在籍する特別な配慮を要する子どもへの生徒指導が重要となりました。

2010年からの『旧版』期には、これまでにない大きな変革の波が押し寄せます。法律面では、2013年に「いじめ防止対策推進法」が、2016年には「義務教育の段

資料1-1-1 『生徒指導提要』（改訂版）に至る略年表



階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、いじめ・不登校では法に準拠した支援が求められるようになりました。

2015年に中央教育審議会から「チーム学校」が提言され、学校を核とした地域支援体制の確立の必要性が明確となります。2017～19年に改訂された「学習指導要領」には「児童・生徒の発達の支援」が新設され、学級・ホームルーム経営の充実、生徒指導の充実、キャリア教育の充実の3本柱が、小学校・中学校・高等学校と貫徹されました。2017年、文部科学省は、教育相談の充実に向けて、教育相談コーディネーターを中心とする教育相談体制の必要性を通知しています。

その後、2021年に中央教育審議会より「令和の日本型学校教育」が提言され(文部科学省、2021)、個別最適な学びと協働的学びによる誰一人取り残すことのない教育の重要性が指摘されました。2022年には、「こども施策」を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」が成立しました。

この間、いじめ・不登校・児童虐待・自殺などは、増加の一途をたどっています。また、体罰・校則・薬物乱用・性犯罪被害・性的マイノリティ・家庭の貧困などが社会問題化し、生徒指導の見直しが必要となりました。私も「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」の座長としてかかわったのですが、『旧版』は12年ぶりに全面改訂され、2022年12月に『提要』が刊行されました。『提要』は、「学習指導要領」とセットとなる生徒指導のナショナルスタンダードであり、量と質の点からも新版と言ってよいものです。

## 2. 『生徒指導提要』の3つの特色

『提要』の最大の特徴は、第1に生徒指導の定義と目的の明示、第2に生徒指導の2軸3類4層から成る重層的支援構造化、第3にアセスメントに基づくチーム支援にあると言えます。以下、順を追って見てみましょう。

### (1) 生徒指導の定義と目的

『提要』では、これまで曖昧だった生徒指導の定義と目的が、初めて明記されました。具体的には、次のとおりです。

**【生徒指導の定義】** 生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。(12頁)

**【生徒指導の目的】** 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。(13頁)

このように、生徒指導の主体は子どもであり、教職員はかれらの成長・発達を支える専門的サポーターの役割であることが、明記されました。これまでの「させる」生徒指導から「支える」生徒指導への転換が見られます。生徒指導は、子どもの最善の利益を考慮して、子ども一人一人の幸福追求(well-being)と社会的自己実現を支えるために行われる個別発達支援だと言えます。

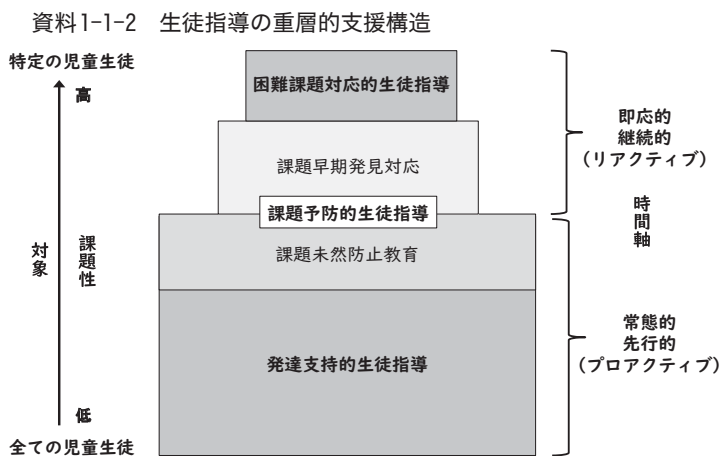
また、教育相談は、一人一人の子どもの発達や諸課題の「多様性・複雑性に対

応する生徒指導の中心的な教育活動」(17頁)です。学校では校務分掌上、生徒指導対教育相談と二項対立的にとらえられがちですが、『提要』では二項共存ととらえ、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援」(17頁)を生徒指導と一体となって行います。

## (2) 2軸3類4層から成る重層的支援構造

『提要』では、生徒指導や教育相談を計画的・組織的に展開するために、2軸3類4層から成る重層的支援構造を提示しています(資料1-1-2)。

2軸とは、時間軸からの分類です。①常態的・先行的(プロアクティブ)生徒指導と、②即応的・継続的(リアクティブ)生徒指導に大別されます。わかりやすく言うと、前者は、日常の授



『生徒指導提要』(改訂版) 19頁

業や体験活動を通した育てる生徒指導です。後者は、諸課題に直面した場合の事後対応的な生徒指導またはかかわり続ける生徒指導です。

3類とは、課題性の高低からの分類です。①発達支持的生徒指導、②課題予防的生徒指導、③困難課題対応的生徒指導の順で、生徒指導の課題性は高くなります。

4層とは、子どもの対象範囲からの分類です。①すべての子どもを対象とした「発達支持的生徒指導(第1層)」、②「課題予防的生徒指導〔課題未然防止教育〕(第2層)」、③諸課題の初期状態にある一部の子どもを対象とした「課題予防的生徒指導〔課題早期発見対応〕(第3層)」、④諸課題を抱えている特定の子どもを対象とした「困難課題対応的生徒指導(第4層)」です。

生徒指導と教育相談は一体となって実践されるため、教育相談の構造も重層的支援構造に準じます(『提要』「3.3.2 教育相談活動の全校的展開」を参照)。したがって、図中の生徒指導を教育相談と置き換えて考えてよいです。

## (3) アセスメントに基づくチーム支援

重層的支援構造の基底には、子ども一人一人に関する子ども理解、すなわちア